

第十二回

出席者は左の通り。

委員

事務局

常任委員

衆議院  
常任委員

○水産物生産

○報告書に關

○小型機船底

○真珠養殖事

○委員長の報

○委員長(木下)  
会を開会いた

お諮りいたします。今期国会当時引  
続き調査して参りました水産物増産対  
策に関する調査事件の未了の報告書を

「異議なし」と稱ふ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり」

多數意見者署名

が御異議ございませんか。

○委員長(木下辰雄君) 次二小

本日衆議院の水産委員会におい

「異議なし」と呼ぶ者あり

九、八、七、六、五、四、三、二、一。  
 九、八、七、六、五、四、三、二、一。  
 九、八、七、六、五、四、三、二、一。  
 九、八、七、六、五、四、三、二、一。

○委員長(木下源雄君)　ちよつ

本案が上程された場合において

正をしたいという衆議院の水産

うであります。私は次の国会に

場合には反対討論をするという

通告いたして参つたのであります。この保護法は現在日米加三国漁業條約の

心持した方が好んであるとして

ながらこれが円滑に運ばないと

とになっておりますので、委員

際お述べ願います。……ちよつ

というためにはどうしても資金

南面を海外に失墜している原因

であります。それを防ぐためには、どうしても政府みずから相当の資金を支

常に大事な問題なと思ひます。

常に少額と思う。又來年度にお

対して資金を増額して、この業

ることは委員長の申された通り

ゆる政府当局がどういふふうな

所の施設費に使うべく、一応約

ておるのであります。従いまして嚴格に申しますと、本年度の一億円の予

算ではこの母貝の増産ということにつきましまして、一応金は見込まれていないのであります。併しながら委員長も申されまして、二七年度には一底三千万円のうちの約三分の一に達するべき増産が、母貝の増産に当てるべき予算を組んでおるのであります。大体の見通しさえつきますれば当然一つこれを繰上げまして、と申しますのは、一億円の今年の予算が要するに、業者の寄附によつて運んで行く、一部分は税金でありますけれども、そういう寄附の部面をできるだけ活用いたしまして、その間の措置を一つ時期遅れにならんようにいたしたいと考えておるわけでありまして、併しその金額は十分でないじやないかというお話も御尤もでありまして、ただこれは今年度の予算としましては、要するに施設費といふことが主になつておりますので止むを得ないのであります。が、二十七年以降におきましては今後相当永く続き得る関係もございますので、一年そつういふ面の予算をできるだけ増やして参りたい。こういう考えを持つてゐるわけでありまして、

それからもう一点、第五条の関係の資金の斡旋の問題であります。これはこの間石原委員からも幾々いふ、その間の事情のお話がありました。うな、そういういきさつではあるわけでありまして、この字句の上では単に資金の斡旋といふことに限られております。而もこれが秋山委員の指摘されましたような、資金の斡旋をするものとする、極めて軽く規定されておるのであります。が、水産当局といたしましては、これは責任を持ちまして只今委員長が申されましたような事態が生じ

た場合には、極力その事態に対処するよう、單に資金の斡旋のみならず、その他の必要な措置も必要であらうと思ふのであります。それらの問題は今後の問題ではございするが、政府といひまして十分意を用ひまして折角この法律が狙つてゐる方向に沿うように努力いたしたいと考えておるのであります。

○秋山俊一郎君 逐条審議において御質問申上げてもいいかと思ひますが、真珠研究所というものは、ここに書かれてあるような事項を研究するのであります。が、これは三重県に事務所を置きまして、そして「所要の地に真珠研究所の支所を設けることができて」といふふうであります。これはどういふふうな考へておられますか。支所を何カ所くらゐどの辺に設けるかといふこと。

○政府委員(山本重君) 現在はずきりした構想はまだ持つておらないのであります。が、まあ中心地は勿論これは三重県に相違ないのでございする。が、長崎でありますとか或いはその他の地方におきまして必要が生ずるのではないかと。これは勿論費用の問題で、今直ちにどこどこといふのはつきりとした意思は持つていないのであります。が、近き将来において必ず関連いたします予算とも睨み合せて、必要な地にそつういふものを作るようになるのではないかと。いふふうに思つております。

○委員長(木下辰雄君) これを逐条審議いたします。第一条、第二条、第三条、第四条まで一括して議題に供します。ところで御質問がありましたら、

お願いいたします。目的、定義、施設数量、目標の公表、計画の提出、この四カ条について御質問がありましたらお願いいたします。

○秋山俊一郎君 この第二条の「真珠を加工し」とあるのがありますが、まあ真珠の加工にはいろいろ、ネットワークスにしたり、又指輪にしたり、帶留にしたり、頭飾りにしたり、いわゆる装身具としていろいろ加工をするのであります。が、そういう加工をしている者も真珠業者といふのでございします。

○衆議院専門員(徳久三種君) この「真珠を加工し」とありますのは、真珠そのものを加工するのであります。で、これに金銀を附加するとか、ほかの陶器のものを附加するといふようなものは見ておらぬのであります。真珠そのものに加工するといふことは、ネットワークスを作る場合にやります。穴を開けることが非常に高級な技術で、ういふふうなことを組合せるといふことも必要であります。又御承知の通り天然の真珠は色沢必ずしも青一になつておらない、それをいわゆる薬品を用ひて他の加工技術によりまして均一な色彩にするといふことが非常に珍重される技術であります。それが秋山委員のお尋ねのように、指輪とか或いはネクタイピンといふようなものは、これを包含しておらぬのであります。この点につきましてはOKを求めるときにはやはり司令部の指示がある意味に順応してあります。ところが、これは貴金屬商、指輪商まで包含するのではないかと。いふような御質問

があつて決してそういうわけではないといふので、これに「真珠を加工し」とあつて「真珠」と書いてないところが非常に意味のあるところとございします。附加して申上げます。

○秋山俊一郎君 これはまあそういう説明をつけられそう見えますが、真珠に穴を開けるといふことだけでは加工といふことにはならぬ。まあなつても、指輪を取つたり頭飾りを取つたりする場合にも穴を開けることが幾らであるのであります。そこで金銀を作るのか作らんのかという問題は紛らわしいのですが、何か的確な言い現し方はないのですか。「真珠に加工し」として「に」と「を」といふような区別からいへばどうもはつきりせん点があつて、非常に紛らわしいと思ふので、養殖事業といふことと加工とは大分違つてはならないかと思ひますが、これはどうして中に入れておかなければ工合が悪いのですか。

○衆議院専門員(徳久三種君) この真珠を養殖する人、それがやはり加工をやつておるのであります。加工だけを専門にやつておるといふのは先ずないものであります。養殖業者が加工といふことになつておまして、そういう関係上、やはり真珠を加工するものとしてこの真珠養殖業者の中に包含したほうが妥當のうちにいふ、審議した結果なつたのであります。

○秋山俊一郎君 そういうことであれば、養殖だけではいいのじやありませんか。養殖をやつてゐる人が加工をやつてゐるのですから、加工といふものを別に加へるという却つて別にやつておるよつに見えぬ。むしろ養殖事業を

やつておる者が即加工をやつておるといふことであるならば、これはもう「真珠を加工し」といふ言葉はなくても包含されるのではないかと、若しこれをやつておけば、後日真珠の加工業といふものができないとも限らないのですから、状況が變つて来て優秀な技術を持つて行くといふことになれば、そういうふうな別に真珠を加工してネットワークスを作る、或いはその他の装身具を作る事業も養殖業の中に含めなければならぬといふのであればここに設ける必要があるが、そうでなくて養殖業と一体のものであれば別にここに設けないほうがその趣旨が徹底するのではないかと。別に一項あると、こういう事業がそこでき上つて来るような感じがするのですが、又できる可能性は私はあると思ふ。

○衆議院専門員(徳久三種君) この間の関係が非常に複雑でありまして、養殖業者がやはり加工をいたしておる場合があります。やはり養殖業者が共同して加工場を設けて加工するといふふうな場合もあるし、つまり大きい業者は加工を一緒にやつておられますけれども、零細なものは加工をいたしておらんのであります。それで加工だけ専門にやつておるといふようなものは極く少いけれども、養殖業者が共同して加工をする企業もあるし、それから小さい業者は加工をいたしておらぬのであります。そういう関係上、やはりこの加工といふものを別にしたほうがはつきりして来るのではないかと、こう考へております。

○衆議院専門員(石原吉君) ちよつと補足します。真珠の珠に穴を開けて、そうしてそれを連にすると、即ちネツ

がつておる者が即加工をやつておるといふことであるならば、これはもう「真珠を加工し」といふ言葉はなくても包含されるのではないかと、若しこれをやつておけば、後日真珠の加工業といふものができないとも限らないのですから、状況が變つて来て優秀な技術を持つて行くといふことになれば、そういうふうな別に真珠を加工してネットワークスを作る、或いはその他の装身具を作る事業も養殖業の中に含めなければならぬといふのであればここに設ける必要があるが、そうでなくて養殖業と一体のものであれば別にここに設けないほうがその趣旨が徹底するのではないかと。別に一項あると、こういう事業がそこでき上つて来るような感じがするのですが、又できる可能性は私はあると思ふ。

クレースにするということは、これのみを單純に工場を設けてやつており、そうして眞珠の養殖はやつていないといふものもあるのであります。そこでこれは非常な法律技術と申しますか、曾つて物品税の問題で、この穴を開けたものは加工であるかないかという問題が非常に深刻に論議されたのであります。そうしてその結論は、穴を開けて仮に糸を通して、そのままではネットレースには、即ち装身具にはならぬ。即ちそれに環を付けて、そうして環は、或いは金屬のもの、ダイヤ等も使うわけであります、そういうものを付けて完全な連としたならば、これは加工品である。その加工品としてやつた場合は税の對象になる。併し、穴を開けて仮の糸を通したのを、これを通称通糸連という言葉を外國でも日本でも使つておるのであります。糸を通した連というものを以て通称通糸連と、この連のネットレースになる直前のものをそういう言葉を使つておるわけであります。そうしてこの通糸連は全然税の對象にしないということはつきりと昨年の第十国会でしたわけであります、そのために通糸連の税は考えられないことになつたので、これは養殖業者の非常な有利の問題に解決したわけであります。そこで加工をして、もう環をつけて加工品として出すものもあるわけであります。そういう点において、もう一つこの問題が加工業者もいわゆる眞珠事業法の範圍でやろうという場合には、それは受入れができるということにしたいというのがこの第二條の狙いでありまして、なおこの上に核を作る、眞珠の核を作ることとも養殖事業のうちに入れることが

でき得ると、現在ではこの狙いとしては通承通以外の加工は、これは現在では入れない、又核の製造も入らない体制に現在ではなつておるのであります。が、將來これらの業者がこの真珠事業法の範圍でやつて行こうという欲望、希望がある場合にはこの受入れるべきであるということが、この條項のうちに含みを持つておるわけであります。そして現在ではこの核の製造と、いわゆる指輪を作つたり、カフスボタンにしたり、或いは帶止にしたり、ピンにしたりというものは、現在ではこのうちへ含めない、併し將來それらのものが要望し、入れることが合理的になれば入れて行くと、こういうこととでき得るような少し範圍の広い條項になつておるわけであります。で、尤もその加工としての指輪とかピンとか、帶止とかいうものはこれはもう数か、帶止とかいうものはこれはもう数か、帶止とかいうものはこれはもう数かにおいて非常な少いものでありまして、それらのものはこれに入ることとは却つて迷惑でないかと、迷惑を感じるものは自由にするというようなこともでき得るというような、少しここにこの條項はゆとりがあるという意味に編成されておる、そういうような性格を持つておるわけであります。

○秋山俊一郎君　今のお話によると、これはほんやりした文句であつて入つてよし、入らんでもよいというようなものを養殖事業のうちに入れなければならぬ理由はどこにあるのですか。

○衆議院議員(石原圖吉君)　これは生産計畫を立てる上からも、それから將來それらのものが真珠事業法で加工も何も一切やりたいということも考え、その窮屈にしておく必要はないという

建前であります。

○秋山俊一郎君　どうもまだはつきり私には呑み込めんですが、真珠の加工をするものがネックレイスの生産計画を考えるわけなんですか。

○衆議院議員(石原國吉君)　いや珠のネックレイスになるものもあれば、一個の珠が独立して市場に出るものもあるし、狙いというものは真珠全体であります。ネックレイスだけを狙つての条項ではないのであります。

○秋山俊一郎君　それなら真珠養殖をやるものだけで、加工をするものは入らなくても、真珠ができれば生産計画にはなるわけじゃないですか。私がつこくこれをお尋ねするのは、まあ表題が大体真珠養殖事業というものであり、これに加工をもういわれる軽工業みたいな工業的なものが養殖事業のうちに入ることから、そのものが少しおかしく纏まるのを、この加工といふものが、養殖事業とは、たま／＼養殖をやつてゐる養殖事業者が加工をしてゐるからついているようなもの、これは離して考えれば全然別の問題だと思ふのです。加工というものは、そこでこれを入れておいて、そういふふうに非常に範圍を狭めてあるといふことが、果してこゝういふ細工をするようになに結構であるのか、窮屈であるのか。或いは又真珠養殖業といふものにこれを加えて行かなければどれだけの不都合があるかといったようなこととがもう少しはつきり知りたいたのでございませう。

○衆議院議員(石原國吉君)　それはあらまうそり重要視しておらんのであらう。ましてこの問題に入りたいたいのが入つてよし、入りたくなければ入らな

くてもいい。入つたために税金が多くなれば入れたほうがいい、こういう範圍をゆとりを置いて広いものに考へておるのであります。が、例へば加工をするための地金、ブラチナであるとか、金であるとか、或いはダイヤであるとか、そういうものを用意をして加工をすれば珠が高く売れる、又需要も拡まるという事になれば、それを事業法のうちへ入れて、そうしてそういう金の属材料の共同購買というか、それに対する資本というか、又これを販売する方法というか、そういうようなものがこの法律によつて助成、大に便宜を得て、そのために珠が高く売れるという事になれば全体の眞珠事業のために利益である、こういうように広範圍に解釈しておるのであります、これが法律が何かのように窮屈にして置く必要はないと考えるわけであります。

○秋山俊一郎君 私のお伺いしますのは、先に出て来ますが、この養殖事業については省令の定めるところによつて毎年その事業について計画を立てて農林大臣に提出しなければならぬという事にしたわけです、この第四条に。そうすると、いうとこういう業者も計画を定めて許可を受けにやらんとする、いう一つの義務が生じて来るわけなんです。義務といいますが、制約を受けるわけなんです。ここで省令の定めるところによりとありますからどんな省令が出るかわかりませんが、いやそれはこのことは省令のうちに含めないの、だと言へばそれまでですけれども、この条文で見た場合には、この五条においてははやつぱり計画というものがそこくついで来ている。養殖事業者は毎年

省令の定めるところによつて農林大臣の事業についで計画を定めて農林大臣に提出せしむるということがあるのであるが、これは加工品の生産を見るということと、これに別ですが、真珠そのものの生産を高めて行くといふ計画生産をやつて行くといふことは私は變りはないと思つてゐる、これがあつても。

○衆議院議員(石原圖吉君) これは意見の相違とか、解釈の仕方という考ええで私はいいと思つたのでありまして、例へば核のごときは、ここに核の原料を仕入れる場合にはこれは泥貝であるとか、或いはその他のいろいろありまして、外国から輸入する核の原料もあるし、又内地のものもある。これらのものを共同的に持つて来る場合と、又共同加工をする場合とは非常なここに原価計算に相違があるのでありまして、それであるから、この核の製造業者も希望があれば生産計画の上に出ていいと私は思ふのであります。又真珠の加工もそういう意味を特つていてもちつとも差支えないように考えておるわけでもあります。

○委員長(木下辰雄君) ほかに御質問ありませんか。

○秋山俊一郎君 この点はまだはつきりしませんけれども、並行線になるようにありますから。

○委員長(木下辰雄君) それでは第五条を議題に供します。

○青山正一君 どうも衆議院の様子を見ますと、今国会でこれがはつきり可決になるか、ならんかという点が非常に疑問になるわけなんですが、今国会にこれが可決しないというよりなことになるとすれば、この第四条とか第五条とか、やはりいろ／＼GHQとの折

衝の関係上こういふふうなことになる  
ておるのだらうと思いますが、もう少し  
はつきりした御意見を入れて進むべ  
きが本当だろうと思うが、それに對す  
る考え方はどうですか。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめて  
下さい。

(速記中止)

○委員長(木下辰雄君) 速記を始めて  
下さい。ちよつと青山君に申し上げます  
が、この法案は継続審議に決定いたし  
ました、この委員会では、併し参議院  
独自の考えで或いは継続中において修  
正するかも知れない、それは衆議院が  
やつてもやらんでも参議院は独自の考  
えで修正するかも知れん。それは皆さ  
んのお考えによりますが、そのための  
必要上各条逐条審議をして、どうい  
うところを直したいか、又將來どう  
いうふうにするかというところについ  
て皆さんのお気付きを逐条審議中にやり  
たいと思つて始めておるのでありま  
す。衆議院は独自で修正するかも知れ  
ない、又本付託した場合には、皆さん  
の御意見を十分聞いて、本委員会の態  
度を決定しなければならぬ、かよう  
に思つております。

○秋山俊一郎君 第五条については前  
回において委員長からお尋ねがありま  
したが、もう一度私も納得が行かない  
ので、この助言という言葉をもう一遍  
御説明をお願いいたしますが、どう  
もこんなのは法律用語として初めて  
見るように思いますし、勿論法律屋で  
ないからあれかも知れないが、助言を  
求めることができるのか、助言をしな  
ければならないのか、助言をしない  
のか、これは一体どういふことなん  
ですか。

○衆議院専門員(徳久三雄君) 助言及  
び勧告という語句がありますが、甚だ  
むづかしい説明であります、私ども  
の本心はですね、助言及び勧告よりも  
少し強い言葉を用いたと思つた  
のでありますけれども、いろいろな関  
係があつてこういふ言葉において初め  
てその筋から認められたのでありま  
す。そして助言及び勧告ということが  
如何にもやわらかいようで強く感じら  
れ、受けるものは非常に迷惑するのじ  
やないかというふうな御懸念もあるよ  
うですが、この勧告及び助言を受けた  
業者はそれによつて有利なことになる  
ものでありまして、極く卑近な例を申  
上げますと、養殖業者は非常に短見  
なものが多いためちよつとした目先の  
慾が強く、一定の水面にこれだけし  
か真珠貝の養殖ができないという教  
を二倍も、三倍も養殖しようとして試  
みる、それがために資材も、その他い  
ろんな無駄な費用をたくさん使つてお  
る。それがために採算が合わないとい  
ふことは、浅海における増殖の業者の  
一般の通弊であります、例えば少し  
例が違いますが、東京湾における  
「のり」の養殖業者でもそうなん  
で、あれは「のり」の「しび」を作  
るのか「のり」を作るのかわからない、  
「のり」を作るためならば適当な数量  
のあれをすればいいのを、非常に密殖  
する、それと同じように真珠貝におき  
ましても、先生がたは余計に養殖すれ  
ばいい珠ができるだらう、余計養殖す  
ればどうだというので密殖させるのが  
通例でありまして、それを勧告してや  
る、そして経費がかからないようにし  
ていい珠ができるように指導してや  
る、勧告及び助言といふことはむしろ

奨励指導するといふような意味が強く  
なつておるのであります。そのぐら  
いなことではあります。

○秋山俊一郎君 私に聞いておるのは  
助言という言葉です、勧告でなく。

○衆議院専門員(徳久三雄君) 助言も  
勧告も内容においてそら違わないので  
あります。

○秋山俊一郎君 そうなるとですね、  
勧告を求めることができるという解釈  
するのですか。

○衆議院専門員(徳久三雄君) これは  
政府のほうから押付けるのみならず、  
進んで業者から勧告をしてもらいたい  
という意思でありまして、極めてこの  
現状が微妙な点でありまして、私ども  
をして言わしむるならば非常にうま  
みのあるところかと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) ちよつと速記  
をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(木下辰雄君) 速記始めて下  
さい。それでは本日の委員会はこれ  
を以て閉会いたします。

午後二時五十六分散会